

3 陳情 第 1 2 号	集団ストーカー犯罪の啓蒙活動に関する陳情
付託委員会	防災等安全対策特別委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年4月8日受理、令和3年6月11日付託
陳情者	新宿区西落合_____

## ( 要 旨 )

- 1 多くの方に「集団ストーカー犯罪」を啓蒙するパンフレットやチラシ等を作成し配布または、回覧して頂きたい。具体的には、公共施設へチラシ・ボックス設置、学校、役場、自治会、町内会などへの印刷物の配布または、回覧して頂きたい。
- 2 警察関係者と市民とが協力して「集団ストーカー犯罪」を啓蒙する交通安全イベントのような活動イベントを開催して頂きたい。
- 3 「集団ストーカー犯罪」の電話対策室を設置して頂きたい。

誰もが安心して暮らせる社会、また、より良き日本の未来を築くために新宿区議会のお力添えを頂ければ幸いです。

## ( 理 由 )

現在、集団ストーカーという犯罪が、全国的に横行していて社会問題になっております。集団ストーカーとは、一個人に対して不特定多数の集団が、悪評・風評の流布、付きまとい、盗聴・盗撮、監視行為、プライバシーの侵害等の嫌がらせを行う犯罪のことです。また、企業内でのパワハラ、学校でのいじめ問題もこの集団ストーカー犯罪と深く関係しています。

日本では、まだ一部のマスコミにしか取り上げられておりませんが、欧米ではテレビでも報道されている犯罪で、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランスなど欧米諸国では、ハラスメントやストーカー行為に関する法律が既に法制化もされています。海外では、集団ストーカー犯罪は広く認知されている犯罪です。

この犯罪は、被害者を自殺するまで追い詰めることもある凶悪な犯罪です。この犯罪に苦しむ被害者が、数多くいらっしゃいます。集団ストーカーは、国民に対する重大な人権侵害です。

防犯、安全対策の一環として3点の集団ストーカー犯罪の啓蒙活動の促進を強く要望致します。